

■捕獲個体の処理を希望する皆様へ

- 捕獲したエゾシカを解体処理し、食肉として販売等の行為を行う場合には、食品衛生法の許可が必要です。
- また、自家消費される場合であっても、解体処理時の衛生管理に十分に注意し、エゾシカ肉の安全・安心を確保することが必要です。
- 許可を取得している以下の食肉処理施設では、解体処理や発送などの有料サービスを行っています。

事業所名	番号	メッシュ番号	所在地及び電話番号	受入時間	解体処理	肉の真空包装	肉の発送	加工品の委託製造	買取 食肉用	買取 ベットフード用	提供サービス内容	
											その他・備考	※ 捕獲個体等を持ち込み際は、事前に事業所に連絡し、持込条件を必ず確認してください。
石狩	(株)北海道フィールドサービス	1	② シ233 札幌市南区滝野101番地4 Tel:090-8278-6415	8:00~11:00 14:30~16:00	○						要連絡	1時間 状態 頭
	すまい工房北海道(株) ※	2	② シ244 恵庭市柏陽町3丁目219 Tel:0123-25-9684	8:00~17:00					○		要連絡	2時間 状態 頭
	(有)ウッディークラブ竹澤	3	② シ334 北広島市大曲末広7丁目5番地13 Tel:080-5547-4129	9:00~17:00	○	○						要連絡
胆振	フロンティア鹿解体施設	4	② キ621 白老町萩野312-211 Tel:090-9083-2161	8:00~10:00 16:00~18:00	○	○					要連絡	1時間 状態
	(株)伊奈不動産エゾ鹿活用事業部 ※	5	①(②) キ504 登別市札内町233番地3 Tel:090-2072-0740	7:00~10:00	○	○			○		要連絡	30分 状態 頭・首 年齢制限有り。(オス、メスとも2~4歳に限る。)
空知	(株)アイマトン北海道シュウメイユウ浦臼工場 ※	6	② ツ163 樺戸郡浦臼町字於札内330番地の13 Tel:0125-68-2201	日出1時間後~日没	○	○			○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首
	(株)Mt.	7	② シ764 美唄市進徳町2区 Tel:0126-38-5528	日出1時間30分後 ~日没30分後	○	○			○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首 木曜は定休日。 ランク毎の買取価格有り。
後志	山吹エゾシカ処理場	8	① サ734 横丹町大字野塚268-1 Tel:090-9514-9076/0135-45-6625	8:00~17:00	○	○			○		要連絡	
日高	(株)北海道食美楽 ※	9	②(④) ク433 新冠町字緑丘12-24 Tel:0146-47-1822	8:00~日没1時間後 ※金曜日のみ8:00~12:00	○						要連絡	2時間 状態 頭・首
渡島	(株)Savage de hakodate ※	10	① イ562 函館市銭亀町342-3 Tel:090-5222-6996	8:00~17:00	○	○			○		要連絡	2時間 状態 頭・首
	北海道産ファーム	11	① イ562 函館市米原町82-6 Tel:0138-85-8711	7:00~17:00	○	○			○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首
上川	北建建設(有) 山恵	12	② (③④) テ633 鷹栖町13線16号 Tel:0166-87-4229	9:00~17:30	○	○			○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首 確認後、食用・ペットフード用の買入を決定。 火曜は定休日。
	(有)ウイズ ユー 四季彩の丘	13	② (③④) テ232 上川郡美瑛町字新星第三 Tel:0166-95-2758	日出~日没1時間後					○	○	要連絡	1時間 状態 頭・首 受入期間:10月中旬~定数になり次第終了。 1歳以下受入不可。
	南富フーズ(株) ※	14	②(④) ス544 南富良野町字幾貫641-13 Tel:0167-52-3773	8:00~17:00	○	○			○	○	要連絡	2時間 受入時間以外は要相談。 開腹した個体のヘッド用途としての受入は要相談。
留萌	北建建設(有) 山恵 天塩工場	15	③ 〜254 天塩町山手裏通11丁目1465 Tel:090-3116-7507	9:00~17:00					○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首 確認後、食用・ペットフード用の買入を決定。 火曜日定休日。
	てしおディアミート	16	③ 〜254 天塩町字川口4845-1 Tel:090-1522-8652	9:00~16:00	○	○			○		要連絡	1時間 状態 頭
宗谷	(株)サロベツベニソン	17	③ 〜561 豊富町字豊富大通12丁目 Tel:0162-82-3816	7:00~ 日没1時間後					○		要連絡	1時間
オホーツク	はなぶさ野生動物食肉解体所	18	④(⑤) ト552 北見市西相内115-6番地 Tel:0157-35-3577	9:00~18:30	○	○			○		要連絡	3時間 状態 頭・首 持込上限時間は、11月以降は設定していない。 年齢制限あり。わな猟買取不可。
	poro wacca ※	19	④(⑤) ト454 北見市北進町1丁目11番10号 Tel:0157-57-4884	日出~日没	○	○			○		要連絡	1.5時間 状態 頭・首
	(有)知床ジャーニー	20	⑤ ナ644 斜里町字美咲20 Tel:0152-23-6633	8:00~16:00	○	○			○	○	要連絡	状態
	(株)知床エゾシカファーム ※	21	⑤ ナ773 斜里町真鯉223-7 Tel:0152-28-2201	8:00~17:00	○	○			○	○	要連絡	2時間 受入時間帯以外の対応は要相談。 開腹した個体のヘッド用途としての受入は要相談。
	伊藤産業	22	⑤ ノ251 紋別郡湧別町東566-4 Tel:080-3477-1589	日出~日没	○	○			○		要連絡	2時間 状態 射撃箇所が腹部の場合、持ち込み不可。 定休日あり、搬入ルール等、要連絡。
(株)オホーツクジエ ※	23	⑤ ノ141 紋別郡遠軽町学田3丁目5番地15 Tel:0158-46-6256	7:00~17:00	○	○			○		要連絡	2時間 状態 頭・首	
十勝	狩人の蔵	24	④(⑤) セ213 帯広市西20条南4丁目51-5 Tel:0155-36-2738/090-3775-3189	7:00~18:00					○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首 3又以上の雄鹿は11月上旬まで。
	タカの巣農林	25	④(⑤) セ624 上士幌町字居辺東14線234 Tel:01564-2-3886	日出~ 日没1時間後					○		要連絡	状態
	(株)上田精肉店 ※	26	④ ス562 新得町1条南2丁目7 Tel:0156-64-5107	9:00~17:00					○		要連絡	90分 状態 頭
	古川建設(株)トリム&トルムラウシ事業所 ※	27	④ ト001 新得町屈足トムラウシ81 Tel:0156-65-2900	8:00~17:00					○		要連絡	2時間 状態 頭・首
	(株)ELEZO2社 ※	28	④ セ051 中川郡豊頃町大津125 Tel:090-9750-6637	8:00~18:00					○		要連絡	1時間 状態 頭 頭部、頸部を射撃している個体でも内臓破損している場合や、 搬入後、むれている肉と判明した場合は、買取不可。(屠体の まま返却いたします。)
	エゾの社(株) ※	29	④(⑤) セ332 中川郡池田町字清見274-3 Tel:090-6992-6212	9:00~16:00					○	○	要連絡	2時間 状態 頭・首
	(合)浦幌ジエ ※	30	④ セ253 十勝郡浦幌町字円山95番地2 Tel:015-576-2515	6:00~19:00					○	○	要連絡	1時間 状態 頭・首
	(株)ジエ	31	⑤ ノ313 白糠町底路基線26-3 Tel:01547-5-5644	深夜帯除く					○		要連絡	
(株)馬木業	32	⑤ ノ402 白糠町底路基線56-14 Tel:01547-5-2885	深夜帯除く	○	○			○		要連絡	状態	
釧路	(株)北海道えぞ能ファクトリー	33	⑤ ノ314 白糠町工業団地2丁目2-5 Tel:01547-54-888	8:00~18:00	○	○			○	○	要連絡	状態
	(株)未業来工房 ※	34	⑤ ノ624 阿寒郡鶴居村雪裡719-11 Tel:0154-64-1529	8:00~17:00	○	○			○		要連絡	0.5時間 状態 頭
	deer food ※	35	⑤ ノ561 厚岸郡厚岸町太田6の通り14-2 Tel:080-6439-9521	7:00~18:00					○	○	要連絡	1.5時間 状態 頭・首 受入時間以外は要相談。 剥皮後異常が確認できた場合は買取不可。 小さい個体は要相談。
根室	(有)ユック ※	36	⑤ タ742 根室市花咲港295-6 Tel:0153-25-4141	日出~日没	○	○			○		要連絡	2時間 状態 年齢制限あり
	(株)ダイハチ	37	⑤ タ742 根室市花咲港68 Tel:0153-25-3266/090-2057-7319	日出~日没	○	○			○		要連絡	2時間 状態 頭・首 年齢制限あり
	知床B&D	38	⑤ ニ402 標津町字忠類14-10 Tel:0153-82-3078/090-2697-2443	早朝・深夜帯除く	○	○			○		要連絡	

※エゾシカ肉処理施設認証施設



エゾシカ衛生処理マニュアルについて



道ではエゾシカが衛生的に処理され、より安全・安心な食肉として流通することを目的として、平成18年にエゾシカ衛生処理マニュアルを作成（最終改正平成27年）しました。

食用に供する場合の衛生管理のポイント

※自家消費の場合も、これらのポイントに準じた取扱いをするよう留意してください。
※エゾシカ以外の野生鳥獣肉についても、下記と同様の衛生管理を心がけてください。

- ポイント1 エゾシカという“食品”に触れる者として **体調管理に留意** しましょう
- ポイント2 食用に供する場合は **ライフル弾又はスラッグ弾を使用** しましょう
- ポイント3 **腹部に着弾した個体は食用に供してはいけません**
(消化管内容物による微生物汚染の可能性があるため)
- ポイント4 **行動・健康状態に異常のあるエゾシカは食用に供してはいけません**
- ポイント5 使用するナイフ等は適切に洗浄・消毒して **衛生的な放血** をしましょう
- ポイント6 **屋外で内臓を摘出してはいけません** ※自家消費する場合を除く。
(食肉としての安全性を担保するため)
- ポイント7 捕獲したエゾシカは個体毎にシートで覆う等の汚染防止に留意し、**速やかに、衛生的に、食肉処理施設に搬入** しましょう
- ポイント8 捕獲から搬入までの情報（捕獲場所や異常の有無など）について **記録を作成し、食肉処理施設に伝達** しましょう
- ポイント9 **消費時（自家消費を含む）は十分な加熱** をして喫食しましょう
エゾシカ肉は寄生虫や食中毒菌等に汚染されている可能性があるため、**生食はしないこと**

エゾシカ肉処理施設認証制度について

道では、安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進することを目的に、エゾシカ肉処理施設を認証する制度を、平成28年10月より運用開始し、

令和5年6月現在、18施設を認証しています。

認証施設で処理されたエゾシカ肉には、認証マークを付けての流通販売が可能です。



※営業上使用するエゾシカをとさつ又は解体する場合にあっては、飲食店営業者等であっても必要な施設設備等を設置し、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可が必要となります。(詳しくは保健所にお問い合わせください)

【鳥獣保護区等区域詳細一覧】

【国又は道指定鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域】
名称、区域、指定区分及び使用が禁止される特定猟具等は告示されています。
面積は参考に記載しています。

記 載 内 容
<p>(鳥獣保護区の場合)</p> <p>《番号》：国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区ごとに付した整理番号（地図上では、この番号のみを①（国指定鳥獣保護区）、②（道指定鳥獣保護区）というように記載しています。）</p> <p>①：名称（面積）* *ha [特保 * *ha] [指定区分]</p> <p>②：区域表示 [特保] (特保の区域)</p> <p>③：存続期間（告示年月日・告示番号）</p>
<p>(特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の場合)</p> <p>《番号》：区域に付した整理番号（地図上では、この番号のみを①というように記載しています。）</p> <p>①：名称（面積）* *ha</p> <p>②：特定猟具、指定猟法の種類</p> <p>③：区域表示</p> <p>④：存続期間（告示年月日・告示番号）</p>

注意：[特保] は特別保護地区です。

特に国有林や道有林については、指定区域の告示後に林班表示等が変更され、指定区域の告示の表示と現在の林班表示等が異なる場合がありますが、その区域が指定区域であることに変更はありませんのでご注意ください。

【国指定鳥獣保護区】

- 《1》① **大黒島鳥獣保護区** 107ha[特保107ha] [集団繁殖地]
- ② 北海道厚岸郡厚岸町所在の大黒島及び大黒島の平均海面時の海岸線から沖合1km以内にある岩礁 [特保]大黒島鳥獣保護区全域
- ③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日
(H24.9.28 環境省告示第139号[特保 環境省告示第140号])

- 《2》① **釧路湿原鳥獣保護区** 17,241ha[特保9,829ha] [希少鳥獣生息地]
- ② 北海道川上郡標茶町と釧路郡釧路町との境界線と北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点を起点とし、同所から同本線を南東に進み同町所在東7号の東側との交点に至り、同所から同東7号を北進し同町トリトウシ原野南1線44番との交点に至り、同所から同44番と同43番2の境界線を南東に進み同46番との交点に至り、同所から同44番と同46番の境界線及びその延長線を北東に進み同町所在南1線の北側境界線との交点に至り、同所から同南1線を南東に進み同47番2との交点に至り、同所から同45番2と同47番2の境界線及びその延長線を北東に進み標茶町と釧路町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み旧釧路網走線との交点に至り、同所から同町道を南進し釧路町達古武67番1と同67番2の境界線との交点に至り、同所から同67番1の境界線を西進し同67番1と同44番4の境界線との交点に至り、同所から同境界線及びその延長線を西進し同68番1の境界線との交点に至り、同所から同68番1の境界線を西進し同68番3との交点に至り、同所から同68番3の境界線を南進し町道達古武2号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点に至り、同所から同本線の西側境界線を南西に進み釧路川左岸堤防の堤外側基部から30mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み旧雪裡川右岸の延長線との交点に至り、同所から同線及び旧雪裡川右岸を東進し環境省所管国有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進んだ後西進し国土交通省所管国有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し釧路市道鶴野広里線北側基部との交点に至り、同所から同市道北側基部を西進し国有地と釧路市有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し財務省所管国有地と国土交通省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から財務省所管国有地の境界線を西進後北西に進み温根内川との交点に至り、同所から同川を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進後西進後北西に進み鶴居村所在南7線との交点に至り、同所から同線を西進し国有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同村所在幌呂原野南5線16番と18番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村所在南5線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在幌呂原野南5線22番と同22番4との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同24番と同24番4との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在南6線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在東7号との交点に至り、同所から同線を南進し同村所在南7線との交点に至り、同所から同線を東進し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し鶴居村有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村所在宇幌呂原野南5線52番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村1号支線明渠排水の北側との交点に至り、同所から同明渠排水の北側を東進後北東に進み（同明渠排水を除く）同村所在東7号との交点に至り、同所から同東7号を北進し幌呂川右岸堤防の北側基部との交点に至り、同所から同堤防の北側を西進し道道53号線東側基部との交点に至り、同

所から同道道東側を北進し中雪裡2号幹線明渠排水路を西側延長した線との交点に至り、同所から同線を東進し同排水路に至り、同所から同排水路を東進し雪裡川との交点に至り、同所から同排水路を東側に延長した線を東進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在北1線との交点に至り、同所から同北1線を東進し同村所在西6号との交点に至り、同所から同西6号を北進し普通河川右岸との交点に至り、同所から同川右岸及びその延長線を東進しツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ1号川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同村所在北3線との交点に至り、同所から同北3線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から国有地と民有地との境界線を北進し標茶町と鶴居村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しオンネナイ幹線排水路の南側との交点に至り、同所から同排水路の南側を東進し久著呂幹線明渠排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み川上郡標茶町久著呂原野北10線20番1の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同9043番の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同9043番の北端に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進しコッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を東進し道道久著呂原野塘路線との交点に至り、同所から同道道を横断し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進後南東に進み北進後南東に進み後北東に進み国有地と川上郡標茶町有地との境界線との交点に至り、同所から同町有地と民有地との境界線を北進し国有地と町有地との境界線との交点に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進し国有地と川上郡標茶町所在字オソツベツ原野23線との境界線との交点に至り、同所から同字オソツベツ原野23線と同町所在字オソツベツ原野6番2との境界線を北進し同字オソツベツ原野23線と同字オソツベツ原野24線との境界線との交点に至り、同所から同24線と同字オソツベツ原野6番2との境界線を北進し同字オソツベツ原野24線と同字オソツベツ原野25線との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字オソツベツ原野25線34番と同36番との交点に至り、同所から同境界線を北進し同町所在北25線との交点に至り、同所から同字オソツベツ原野25線33番と同35番との境界線を北進し同字オソツベツ原野25線と同字オソツベツ原野26線との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同町所在東6号との交点に至り、同所から同境界線を北進しオソツベツ林道の東側基部との交点に至り、同所から同林道南側基部を北東に進み標茶町所在北28線との交点に至り、同所から同28線を南東に進み財務省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み後南東に進み後南西に進み同国有地と町有地の境界線との交点に至り、同所から町有地と国土交通省所管国有地との境界線を南進し同国有地と財務省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し五十石川北岸との交点に至り、同所から五十石川及びその延長線を南東に進み標茶右岸築堤南側基部との交点に至り、同所から同築堤を北東に進み町道との交点に至り、同所から旧町道を南東に進み明渠排水路との交点に至り、同所から同排水路を南西に進み同町所在北26線から北に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標茶町所在北26線との交点に至り、同所から同北26線を西進し釧路川河川区域の左岸側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し釧路川左岸との交点に至り、同所から釧路川左岸を南西に進み財務省所管国有地との交点に至り、同所から同国有地と民有地の境界線を南進し旧コッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み道道シラトル湖線との交点に至り、同所から同道道を南進し標茶町所在北16線との交点に至り、同所から同線を東進し同町所在東6号との交点に至り、同所から同町コッタロ原野北16線37番2と同37番3の境界線を北進し同37番1の南西端に至り、同所から同37番1と同37番2の境界線を東進し同町コッタロ原野122番1の南西端に至り、同所から同122番1と同122番2の境界線を東進し同122番1と同町コッタロ原野北17線40番の境界線との交点に至り、同所から同40番と同町コッタロ原野122番2の境界線を東進し同町コッタロ原野北17線40番との交点に至り、同所から同40番と同42番3との境界線を北東に進み同42番1の南端に至り、同所から同42番1と同42番3の境界線を北東に進み同38番3と同42番4の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同41番1と同41番2との交点に至り、同所から同41番1と同41番2の境界線を北東に進み同41番1の北端に至り、同所から同43番3と同44番8の境界線を東進し同町コッタロ原野北18線44番5の南端に至り、同所から同線44番1と同44番5の境界線を北東に進み同44番5の北東端に至り、同所から同町所在北18線を西進し道道シラトル湖線との交点に至り、同所から同道道を北東に進み国道391号線との交点に至り、同所から同国道を南進し国有地の北端に至り、同所から同国有地と民有地との境界線を東進し標茶町所在民有林352林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し同330林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し同331林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の東側境界線を北進し同333林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林の南側境界線を南東に進み同町所在民有林328林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の北西側境界線を南西に進み同町所在民有林との境界線との交点に至り、同所から同町所在民有林327林班の西側境界線を南進し民有林道シラトル湖線との交点に至り、同所から同林道を西進し同町所在民有林314林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の北側境界線を西進し同町所在字シラトル湖線12番3との境界線との交点に至り、同所から同12番3の北側境界線を西進し同15番1との境界線との交点に至り、同所から同15番1の南側境界線を西進し国有地との境界線との交点に至り、同所から国有地と民有地の境界線を西進し国道391号線との交点に至り、同所から同国道を南進し同国道と塘路線の南側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同林道を東進し同林道と塘路線との交点を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同湖湖岸線との交点に至り、同所から同湖湖岸線を東進し国有地との境界線との交点に至り、同所か